

48時間講習受講資格及び提出書類一覧表

整理番号	根拠法令	A・受講資格	B・提出書類					
			受講申込書及び履歴書	卒業証書又は修了証明書	専門科目に関する修明	開学履状	連科修況	合格書の写し
1	規則 39-1	免許職種に関し、一級又は単一等級の技能検定合格者 (バルコニー施工、電子回路接続を除く)	○					○
2	附則 9-1-1	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し2年以上の実務経験者	○	○	○	○		
3	附則 9-1-2	短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し4年以上の実務経験者	○	○	○	○		
4	附則 9-1-2の2	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務経験者	○					○
5	附則 9-1-2の3	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務経験者	○					○
6	附則 9-3 告示 1	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第6(平成5年改正前別表3の2)に基づいて行われるものを修了した者で、その後4年以上の実務経験者	○	○				
7	附則 9-3 告示 1の2	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し6年以上の実務経験者	○					○
8	附則 9-3 告示 1の3	免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第2(平成5年改正前別表3)に基づいて行われるものを修了した者で、その後7年以上の実務経験者	○	○				
9	附則 9-3 告示 2	免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練(700時間以上)のうち規則別表第4(平成5年改正前別表7)に基づいて行われるものを修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
10	附則 9-3 告示 3	免許職種に関し、昭和53年改正規則附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
11	附則 9-3 告示 4	外国の大学で免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し2年以上の実務経験者	○	○				
12	附則 9-3 告示 5	免許職種に関し、旧法による認定職業訓練(3年)又は改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後7年以上の実務経験者	○	○				
13	附則 9-3 告示 6	高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し7年以上の実務経験者	○	○	○	○		
14	附則 9-3 告示 7	免許職種に関し、旧法の職業訓練(2年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)を修了した者で、その後8年以上の実務経験者	○	○				
15	附則 9-3 告示 8	免許職種に関し、旧法の職業訓練(1年及び1,800時間)又は改正前の職業安定法の職業補導(1年及び1,824時間)であるものを修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
16	附則 9-3 告示 9	旧法の施行前の失業保険法による施設において行われた職業訓練(1年及び1,824時間)であるものを修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
17	附則 9-3 告示 10	昭和48年改正省令による改正前の規則第29条第1号に規定する県が家事サービス職業を行うために設置する施設において免許職種に関する当該職業訓練の担当者	○					
18	附則 9-3 告示 11	免許職種に相当する昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の特別高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後免許職種に関し3年以上の実務経験者	○					○
19	附則 9-3 告示 11の2	免許職種に関し、昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後4年以上の実務経験者	○	○				
20	附則 9-3 告示 11の3	免許職種に相当する昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に6年以上の実務経験者	○					○
21	附則 9-3 告示 12	免許職種に関し、昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の高等訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後7年以上の実務経験者	○	○				
22	附則 9-3 告示 13	免許職種に関し、昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の専修訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
23	附則 9-3 告示 14	新たに訓練科が設置された場合等で、かつ担当する指導員の確保が困難な認定職業訓練(普通職業訓練)において、訓練生の指導にあたる者であって、当該職種に係る実務経験年数が15年以上の者	○	認定職業訓練実施(普通職業訓練)団体・事業所の従事証明書及び受講希望理由				

注:整理番号4～9及び22の欄中、受講資格で高度職業訓練ないし普通職業訓練とは、平成5年改正前の養成訓練のことをいう。